

エクセディ健保発第 105 号  
令和 6 年 3 月 1 日

事業主・加入者 各位

大阪府寝屋川市木田元宮 1 丁目 1 番 1 号  
エクセディ健康保険組合  
理事長 山 村 佳 弘  
TEL 072-824-4281

### 介護保険料率改定のお知らせ

拝啓 平素は当健康保険組合の事業運営につきましては、格別なご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和 6 年 2 月 27 日開催の第 125 回組合会において、介護保険料率については下記のように決定いたしましたので、お知らせ致します。

何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

敬具

#### 記

#### ・介護保険料率の改定

| 介護保険料率 ※ |      | 新（改定後）                             | 現行（改定前）                            |
|----------|------|------------------------------------|------------------------------------|
|          |      | 令和 6 年 3 月分から<br>（令和 6 年 4 月徴収分から） | 令和 6 年 2 月分まで<br>（令和 6 年 3 月徴収分まで） |
|          |      | 1.760%                             | 1.660%                             |
| 負担割合     | 事業主  | 0.880%                             | 0.830%                             |
|          | 被保険者 | 0.880%                             | 0.830%                             |

※国に代わって皆様から保険料を預かり介護保険制度の運営主体である市町村等へ納める「介護納付金」に充てるための保険料率（40 歳～64 歳の被保険者及び 40 歳～64 歳の被扶養者を有する被保険者より徴収）

#### （改定の理由）

健康保険法第 160 条第 16 項により、介護保険料率は各年度において収支が均衡するよう保険者が定めると法定されています。令和 6 年度の介護予算編成時における収支状況より、支出（介護納付金）に見合う保険料率とするため改定いたします。

以上